

座間市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「指針」という。）に規定する地域生活支援拠点等の整備を図ることを目的とした座間市地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 短期入所 法第5条第8項に規定する短期入所をいう。
- (4) 共同生活援助 法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。
- (5) 地域移行支援 法第5条第20項に規定する地域移行支援をいう。
- (6) 地域生活支援拠点等 指針の第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方の3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実に規定する地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を有する。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能をいう。
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病又は障害者若しくは障害児（以下「障がい児者」という。）の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な対応を行う機能をいう。
- (3) 体験の機会及び場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。
- (4) 専門的人材の確保及び養成 専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対

応ができる人材の養成を行う機能をいう。

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

2 市長は、地域生活支援拠点等について、座間市地域生活支援事業実施要綱（平成19年座間市告示第19号。以下「要綱」という。）第15条第1項に規定する座間市地域自立支援協議会において年に1回以上運用状況を報告し、及び検証するとともに障がい児者及びその家族等のニーズ及び地域課題を照らし、必要な事業の整備に関する検討を行い、内容の充実を図るものとする。

（実施主体）

第4条 座間市地域生活支援拠点等事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

2 前条第1項に規定する地域生活支援拠点等の機能（以下「地域生活支援拠点等機能」という。）を担う者は、同項各号に規定する機能のいずれかを有する次に掲げる者とする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(4) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(6) 要綱第2条第6号に規定する日中一時支援事業者

（事業者の登録）

第5条 地域生活支援拠点等機能を担おうとする第3条第1項各号に規定する機能のいずれかを有する前条第2項各号に規定するもの（以下「事業者」という。）は、座間市地域生活支援拠点等事業者登録申請書（第1号様式）に運営規程を添えて市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の運営規程は、地域生活支援拠点等機能を担う事業者である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものにあつては地域生活支援拠点等機能を担う事業者として登録を行い、座間市地域生活支援拠点等事業者登録通知書（第2号様式）により当該事業者へ通知し、不適当と認めたものにあつては座間市生活支援拠点等事業者登録却下通知書（第3号様式）により当該事業者へ通知する。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 事業者の連絡先
- (4) 登録に係る事業
- (5) その他必要な事項
(事業者の変更)

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに座間市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業者の廃止等)

第7条 登録事業者は、事業を廃止し、又は休止するときにあつてはその1月前までに、再開したときにあつてはその10日以内に座間市地域生活支援拠点等事業者（廃止・休止・再開）届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、登録事業者に対して、当該登録に係る事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、当該登録に係る事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(実施細目)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

座間市地域生活支援拠点等事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地
申請者 事業者名
代表者名

地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所のメールアドレス	
事業の種類（サービス提供内容）	
地域生活支援拠点等として担う機能	
開始（予定）年月日	

※地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した事業所の運営規程を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

座間市地域生活支援拠点等事業者登録通知書

年 月 日

様

座間市長



年 月 日付けで申請のあった座間市地域生活支援拠点等事業者登録について、地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として次のとおり登録したので、通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類（サービス提供内容）	
地域生活支援拠点等として担う機能	
開始年月日	

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

座間市地域生活支援拠点等事業者登録却下通知書

年 月 日

様

座間市長



年 月 日付けで申請のあった座間市地域生活支援拠点等事業者登録について、次のとおり却下したので、通知します。

却下理由：

第4号様式（第6条関係）

座間市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地

届出者 事業者名

代表者名

地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録した内容について、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。

変更事項	
変更理由	
変更内容	
変更年月日	

※運営規程を変更した場合は、変更後の運営規程を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

座間市地域生活支援拠点等事業者（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地

届出者 事業者名

代表者名

次のとおり登録事業を（廃止・休止・再開）したので、届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類（サービス提供内容）	
廃止・再開した年月日	
休止予定期間	
廃止・休止する理由	